

職域部分を除いた場合の保険料率の将来推移

前提：改正後

【地共済・積立度合1】

【地共済・積立度合2～4】

年度 (西暦)	職域部分を除く保険料率	①					職域部分を除く保険料率		
	(1)-(2)÷(5)+2	① 保険料率	② 基礎年金提出金 相当保険料率	③ 厚生年金相当 部分の給付費 (追加費用分・基礎 年金交付金分除く)	④ 職域部分の 給付費 (追加費用分除く)	⑤ 職域部分の比率 (2F+3F)/2F (3+4)÷3	積立度合2	積立度合3	積立度合4
	%	%	%	億円	億円	%	%	%	
2005	12.7	13.738	3.182	25,128	2,795	1.11	12.7	12.7	
2006	13.0	14.092	3.138	26,106	2,944	1.11	13.0	13.0	
2007	13.3	14.446	3.104	27,099	3,138	1.12	13.3	13.3	
2008	13.6	14.800	3.174	28,423	3,409	1.12	13.6	13.6	
2009	13.8	15.154	2.653	30,396	3,744	1.12	13.8	13.8	
2010	14.0	15.508	2.579	31,815	4,048	1.13	14.0	14.0	
2011	14.3	15.862	2.617	33,099	4,319	1.13	14.3	14.3	
2012	14.6	16.216	2.657	34,557	4,573	1.13	14.6	14.6	
2013	14.9	16.570	2.713	34,985	4,774	1.14	14.9	14.9	
2014	15.2	16.924	2.756	35,430	4,974	1.14	15.2	15.2	
2015	15.5	17.278	2.775	36,655	5,226	1.14	15.5	15.5	
2016	15.7	17.632	2.797	36,836	5,356	1.15	15.7	15.7	
2017	16.0	17.986	2.813	37,265	5,483	1.15	16.0	16.0	
2018	16.3	18.340	2.820	38,355	5,734	1.15	16.3	16.3	
2019	16.6	18.694	2.824	38,675	5,850	1.15	16.6	16.6	
2020	16.7	18.8	2.821	38,942	5,957	1.15	16.9	16.9	
2021	16.7	18.8	2.815	39,856	6,182	1.16	16.8	17.0	
2022	16.6	18.8	2.799	39,974	6,268	1.16	16.8	17.0	
2023	16.6	18.8	2.793	40,049	6,346	1.16	16.8	17.0	
2024	16.6	18.8	2.816	40,920	6,574	1.16	16.8	16.9	
2025	16.6	18.8	2.840	41,216	6,689	1.16	16.7	16.9	
2026	16.6	18.8	2.866	41,471	6,796	1.16	16.7	16.9	
2027	16.5	18.8	2.882	42,359	7,029	1.17	16.7	16.9	
2028	16.5	18.8	2.918	43,147	7,241	1.17	16.7	16.9	
2029	16.5	18.8	2.961	43,897	7,447	1.17	16.7	16.8	
2030	16.5	18.8	2.999	44,672	7,659	1.17	16.7	16.8	
2031	16.5	18.8	3.050	45,288	7,841	1.17	16.6	16.8	
2032	16.5	18.8	3.097	45,940	8,028	1.17	16.6	16.8	
2033	16.5	18.8	3.171	46,755	8,241	1.18	16.6	16.8	
2034	16.5	18.8	3.249	47,536	8,446	1.18	16.6	16.8	
2035	16.5	18.8	3.322	48,371	8,658	1.18	16.6	16.8	
2036	16.4	18.8	3.392	49,306	8,885	1.18	16.6	16.8	
2037	16.4	18.8	3.458	50,285	9,118	1.18	16.6	16.8	
2038	16.4	18.8	3.520	51,246	9,345	1.18	16.6	16.8	
2039	16.4	18.8	3.579	52,096	9,550	1.18	16.6	16.8	
2040	16.4	18.8	3.630	52,808	9,729	1.18	16.6	16.8	
2041	16.4	18.8	3.676	53,406	9,884	1.19	16.6	16.8	
2042	16.4	18.8	3.720	53,926	10,023	1.19	16.6	16.8	
2043	16.4	18.8	3.762	54,403	10,150	1.19	16.6	16.8	
2044	16.4	18.8	3.805	54,873	10,272	1.19	16.6	16.8	
2045	16.4	18.8	3.844	55,370	10,393	1.19	16.6	16.8	
2046	16.4	18.8	3.882	55,884	10,515	1.19	16.6	16.8	
2047	16.4	18.8	3.918	56,406	10,635	1.19	16.6	16.8	
2048	16.4	18.8	3.953	56,966	10,758	1.19	16.6	16.8	
2049	16.4	18.8	3.985	57,593	10,889	1.19	16.6	16.8	
2050	16.4	18.8	4.008	58,287	11,029	1.19	16.6	16.8	

(注)

8. 年金数理担当者の所見

①制度の財政健全性について

平成16年の年金制度改革により、地共済と国共済との財政単位の一元化が図られた。これは、「公的年金制度の一元化の推進について」（平成13年3月16日閣議決定）に基づいたものである。

また、同制度改革では、厚生年金においては将来の保険料水準を固定すると同時に、マクロ経済スライドによる給付の自動調整の仕組みが導入されたところであるが、地共済及び国共済においても、いわゆる2階部分の給付水準を厚生年金に合わせるため、厚生年金と同じスライド率によるマクロ経済スライドが導入された。

これらの制度改革はいずれも年金財政の安定化に資するものであり、今後の地共済及び国共済の健全な財政運営に寄与するものと考えられる。

②財政再計算にあたり今後検討を要する点

平成16年の年金制度改革により、地共済及び国共済の財政再計算は厚生年金と同様、有限均衡方式の仕組みが導入され、均衡期間の終了時には「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること」とされた。

この「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金」については、今回の財政再計算では積立度合で1～4倍と幅を持たせて推計を行ったところであるが、今後の財政再計算においては、最終保険料率に到達するまでのいずれかの段階で均衡期間の終了時の積立水準の前提を一本化する必要がある。

なお、今後の積立水準のあり方については、今後の社会・経済の動向、有限均衡方式移行後の両共済年金の財政状況及び次回以降の財政再計算による給付額等の見通し等を総合的に勘案しながら引き続き検討していくこととしているものである。

9. 情報公開について

平成16年財政再計算について、組合員に理解を深めてもらうため、リーフレットを平成15年度に1回、平成16年度に3回、計4回作成し、各共済組合を通じて組合員全員に配布した。

併せて、広報誌 PALに関係記事を適宜記載し、ホームページにもリーフレットなどを掲載した。

また、平成16年9月21日に東西2ブロックに分けて、「全国事務局長・事務長会議」を開催し財政再計算の結果等について説明を行った。

平成15年度実施状況

PAL	1 1月号「地共済年金の現状」
	1月号「地共済と国共済の財政状況の比較」
	3月号「財政再計算について」
リーフレット	1回目「共済年金の現状と財政再計算」

平成16年度実施状況

PAL	5月号「財政再計算について」
	9月号「財政再計算の結果について」
	10月号「掛金率の改定について」
リーフレット	2回目「改正法のポイント及び今後の予定について」
	3回目「財政再計算の結果について」
	4回目「新掛金率決定」
	全国事務局長・事務長会議の開催